

# 松原市立三宅小学校

## 平成29年度 学校いじめ防止基本方針

### 1. 基本方針

#### 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

まさに、人権に関わる重大な問題であり、全教職員が、「いじめは絶対許さない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない」という強い姿勢で指導を行うとともに、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。

そして、いじめ問題を教育の課題と捉え、いじめに関わった児童同士の信頼関係の構築と、人権を尊重する集団づくりの高まりへと繋げることが重要である。

また、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が、安全で安心に学校生活を送れる中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、一人ひとりが尊重され認められる居場所のある学校、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、「一人ひとりを生かす教育の創造」を教育目標として、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校の学校いじめ防止基本方針を定める。

#### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあう。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2. いじめ防止等の対策のための組織

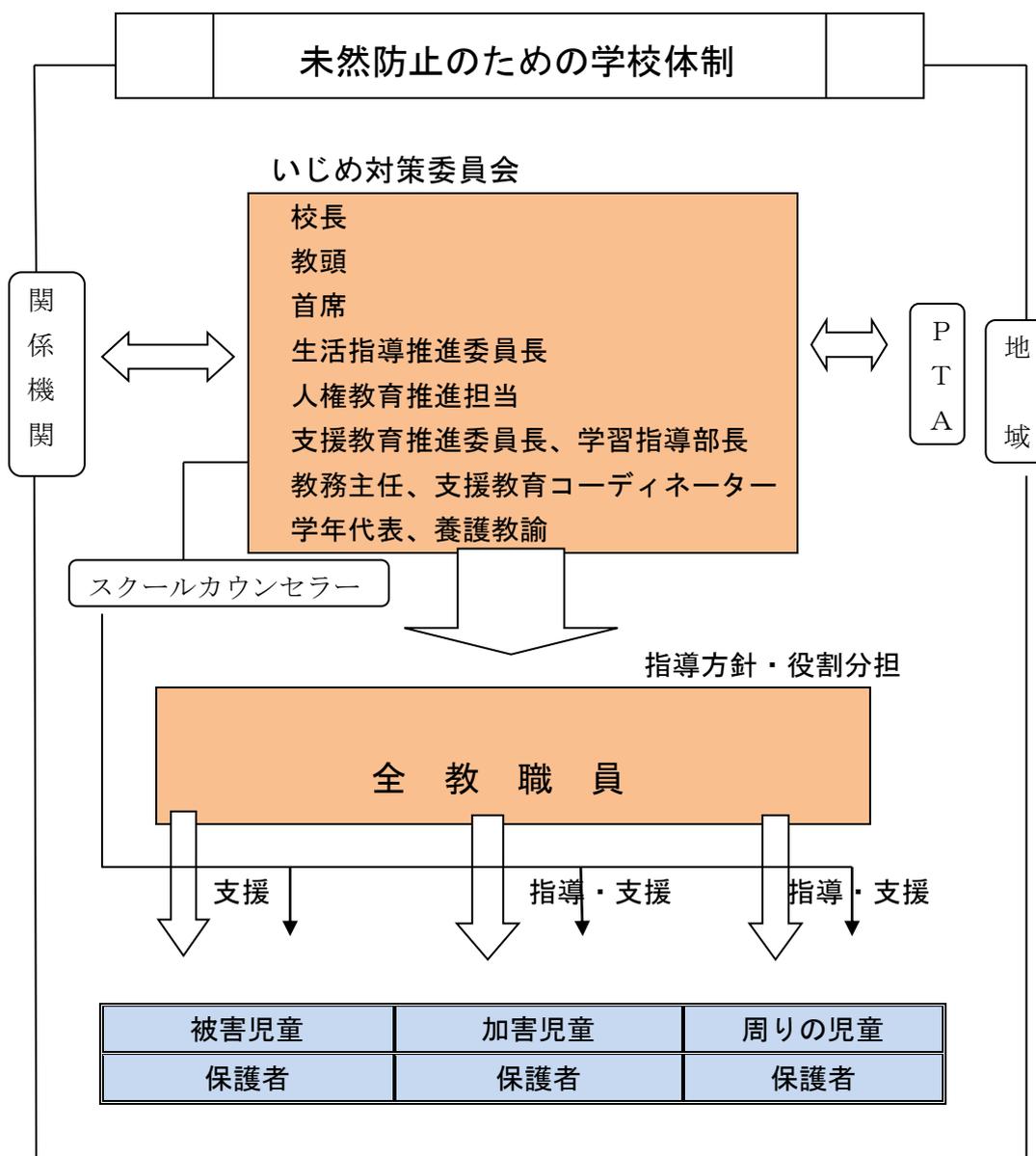
(1) 組織名 [ いじめ対策委員会 ]

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導推進委員長、人権教育推進担当、支援教育推進委員長、学習指導部長、教務主任、支援教育コーディネーター、各学年代表、養護教諭

(3) 組織図及び指導体制：相談窓口の担当者

( 生活指導部長 ) ( 支援教育コーディネーター )



#### (4) 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめの対応
  - ・情報の共有
  - ・対応方針の決定（確認）
  - ・専門家や関係機関との連携
  - ・情報の取扱い
  - ・関係教職員の役割分担
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施

#### (5) 取組み状況の把握と検証

学年会議、職員会議等で情報交換に努めるとともに、毎月一回「いじめ対策委員会」（企画委員会と併せて）を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

### 3. いじめ防止の対応

#### (1) 未然防止のための取り組み

- ①教職員間での情報共有
  - ・学年・学校の指導方針をもとに、一人ひとりの子どもを大切にしたい気持ちを伝え合う集団づくりを進め、毎学期、全体の場で交流する。
  - ・毎月の推進委員会において、各学年の子どもたちの様子と問題行動等を交流し、解決に向けて対策を練る。
- ②一人ひとりの子どもを大切にしたい集団づくりの実践
  - ・子どもたちの発達段階に応じた学級集団づくりを進める。  
（班活動、班長会議、係活動、日記、成長ノートなど）
  - ・班遊び、全体遊びを全学年で行い、遊びの中で子どもたちのつながりを築いていく。
  - ・児童会を中心としたあいさつ運動（あいさつストリート）を行い、遊びや給食活動等を通して仲間学級との交流を深める。
  - ・たてわり活動を通して、子ども達の縦のつながりを作り、高学年の自己有用感を高める。
- ③人権認識を高める取り組みの実践
  - ・子ども達の発達段階に応じて、全ての教育活動の中で人権認識を高める取り組みを推進していく。（平和学習、障がい者理解学習、男女共生教育、人間関係トレーニングなど）
- ④わかる授業づくり…「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・一人ひとりを大切にする授業
  - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
  - ・国語科における全学年「音読」「視写」の指導

- ・学年における交換授業

## (2) 早期発見のための取組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に、意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて、定期的なアンケート等も併用する。アンケート結果等の分析に基づく、効果的な対応と検証を行う。

### ①朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・表情、返事の声
- ・健康観察、保健室等での様子

### ②遊び等を通じての集団観察

- ・班遊び      ・全体遊び      ・学年遊び      ・たてわり遊び
- ・早朝遊び      ・放課後遊び
- ・遊びの様子を観察することで、集団の関係を見る
- ・いっしょに遊ぶことで、集団の力関係をつかむ
- ・遊びを通じて、集団のルールや、仲間への関わりを学ぶ

### ③支援会議 におけるいじめの早期発見

- ・いじめの加害者や被害者になっているまたはなる恐れがある児童や学習に課題がある児童、登校しぶりの傾向がある児童について、現状・問題点・解決策について話し合う。

### ④いじめの認知に向けたアンケートの実施

- ・クラスの集団の状況や子ども一人ひとりの内面把握のため、定期的にアンケートを実施する。

## 4. いじめ認知後における早期対応の取組み

### (1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から関わる。
- ②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導推進委員長、管理職に報告する。
- ③報告を受けた校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、そこで適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り、その後の対応方針を決定する。
- ④正確かつ丁寧な事実把握。そのための聞き取りを行う。
  - ・正確な事実確認と関係者の把握
  - ・複数の教員で行う
- ⑤いじめられた児童のケアのため、養護教諭やスクールカウンセラー、その他の専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ⑥事実を丁寧に確認した上でいじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。事実確認により判明した情報は、適切に提供する。保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

## (2) いじめられた児童とその保護者への支援

いじめた児童の別室指導等により、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## (3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

- ①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に報告し、いじめた児童への今後の指導について、共通理解をする。
- ③いじめた児童への指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。  
また、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。  
指導にあたっては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## (4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ①いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ②同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」。見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③「観衆」や「傍観者」の児童は、いつか自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

## 5. 事案の教訓化と継続的な取り組み（再発防止にむけて）

いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。いじめの再発防止に向け、事案を教訓化することを通して、被害・加害の子どもへの継続的な支援・指導と、再発防止に向けた教育活動全般の見直しを行う。

### (1) 事案の教訓化

- ①事実とこれまでの取り組みの確認（いじめ対策委員会から報告）

②背景・要因についての共通理解

③事案への対応、学校の取り組みについての振り返り

- ・「いじめは絶対に許さない」という共通認識で対応できていたか。
- ・子どもの不安や悩みを受け止め、心の理解に努めていたか。
- ・対応（初期、子どもへの聞き取り、関係修復）に問題はなかったか。
- ・学校体制に問題はなかったか。
- ・互いの違いを認め合い、他者を尊重する心を育む教育を推進していたか。
- ・すべての子どもの所属感を満たし、自尊感情を高める教育活動を実践してきたか。
- ・保護者、地域との連携や適切な情報提供を行ってきたか。

## （２）再発防止に向けた取り組みの推進

①計画的な校内研修による教職員の資質向上

②子どもの実態把握にむけた定期的なアンケートの実施

③教育相談体制の整備・充実

④子どもの主体的な活動の推進による絆づくり

⑤家庭・地域との連携した取り組みの推進

## 6. 緊急・重篤な事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、速やかに松原市教育委員会に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7. ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応は、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等を活用するとともに、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 8. いじめ防止等に係る年間指導計画

学期	項目	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 学 期	道徳	ふわふわ言葉ちくちく言葉・かぼちゃのつる・いまだんなきもち	はしの上のおおかみ・飛べない蛍・あいさつ名人	百羽のツル・さかあがり	こんなときどうする・風切る翼	あふれさせたい言葉・なくしたい言葉・これが今のわたし	たがいに信頼し、学びあって・相手の立場に立って親切に
	特活	いいところみつけ			林間に向けての取り組み（協力・ひとりぼっちをつくらない）	林間に向けての取り組み	「増やしたい言葉・なくしたい言葉」学年集会「群れと集団」
	総合			ふわふわ言葉・ちくちく言葉		ペアコミュニケーション・バースデーチェーン	ならクエスト
	学校行事				林間「仲間のよさみつけ」	林間「クラスや班で協力」	1年生を迎える会
	児童会・生徒会	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び
	その他	Sけん（体育）			学年集会「ふやしたい言葉」学年目標の振り返り	ほめほめタイム（友達のいいところをみつけよう）	人間関係トレーニング「さいころトークン」「すごろくトークン」
2 学 期	道徳	雨の日はすき	ほめほめ言葉・聞き方大丈夫	正しいことは勇気を出して・思いやりの心同じ仲間だから	言葉と笑い・オトちゃんルール・温かい言葉	激流渡り・その思いを受けついで	いいところみつけ
	特活	いいところみつけ			班で遊びやもめごとの振り返り・いやなこと・困ったことを書く	班で遊びやもめごとの振り返り・いやなこと・困ったことを書く	
	総合			障がいのある方との出会い・協力のワーク	障がいのある方との出会い・ひまわり学級交流会	仕事の学習	平和学習「身近な平和」「語る会」
	学校行事	運動会（協力・応援）	運動会（協力・応援）	運動会（協力・応援）	運動会・遠足「仲間との協力」	運動会（協力・応援）	運動会「組み立て体操」修学旅行「仲間との協力」
	児童会・生徒会	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び	たてわり遊び
	その他		お手紙（国語）	学年遊び（遊び係を中心に）	終わりの会（ほめ言葉のシャワー）	日記・ほめほめタイム	

学期	項目	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
3 学 期	道徳	ともだち となかよく	とくとく とく	よいところをの ばそう	よわむし太郎・い じめについて	ネット上のマナー(キ ッズパトロール)・ くわがたと少年	ブランコ乗りとピ エロ・愛の日記
	特活	いいとこ ろみつけ	みやげ郵便局 「みんなの気 持ちを運ぼう」		班で遊びやも めごとの振り 返り	秘密のパー トナー	
	総合			さっちゃんの まほうの手	二分の一人式「自分 も友達もかけがいの ない大切な一人」	親の労働	自分史・進路
	学校行事	6年生を 送る会	6年生を送 る会	6年生を送 る会	6年生を送 る会	6年生を送 る会	卒業式「仲間へ の思い・感謝」
	児童会・ 生徒会	たてわり 遊び	たてわり 遊び	たてわり遊 び	たてわり遊 び	たてわり遊 び	たてわり遊 び
	その他		おへその 話(生活)		学年遊び「学年み んながなかよく なろう」	日記・ほめ ほめタイム	